

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 契約の主旨

介護予防サービス等の利用にあたっては、介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）の作成等を行う必要があります。これらの業務は利用者と契約を締結する「広尾町地域包括支援センター」又は「広尾町地域包括支援センターが委託した居宅介護支援事業所」が作成することになっています。

2 事業所の概要

事業所名	広尾町地域包括支援センター	開設者氏名	広尾町長 田中 靖章
所在地	広尾町西4条7丁目1番地		
介護保険指定番号	北海道指定 第0104700018号		
サービス提供地域	広尾町全域		

○職員体制

職 種	常 勤	非常勤
管理者（主任介護支援専門員）	1 名	
保健師	1 名	
社会福祉士	3 名	
介護支援専門員	1 名	
事務職	1 名	

○サービス提供時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※祝日及び12月29日～1月3日を除く。

3 目的及び内容

利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営み続けるために利用者の選択に基づいて必要なサービス等を適切に利用できるよう、介護予防サービス・支援計画書を作成します。また、当該計画書に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

4 運営方針

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ② 関係機関と連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、公正・中立な業務に努めます。

5 費用

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の自己負担はありません。

6 緊急時の対応

サービスの提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、速やかに利用者の家族及び広尾町等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償保険請求手続きを行います。ただし、利用者又はその家族等の原因により発生したものについては、この限りではありません。

7 苦情相談窓口

○ 広尾町地域包括支援センター（広尾町西4条7丁目1番地）

TEL 2-3370

月曜日～金曜日・受付時間 午前8時30分～午後5時15分

祝日及び12月29日～1月3日を除く。

担当者 主任介護支援専門員 佐藤 寛光

○次の機関においても苦情申出等ができます。

担 当 窓 口	電 話 番 号	受 付 時 間
広尾町保健福祉課 介護保険係	01558-2-0172 (保健福祉課直通)	午前8時30分～午後5時15分
北海道国民健康保険 団体連合会 ※介護予防支援 に関することのみ	011-231-5175 (総務部介護保険課企画・苦情係)	午前9時00分～午後5時
広尾町社会福祉協議会	01558-2-4110	午前8時30分～午後5時15分

※ 広尾町内にも苦情相談員が地区担当として6名配置されています。(詳しくは、保健福祉課介護保険係へ相談ください)

8 その他

広尾町地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所に利用者との契約に基づき、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託を行う場合があります。

令和 年 月 日

◎介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 広尾町地域包括支援センター
説明者 氏 名 印

◎介護予防及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住 所
氏 名 印

上記署名代行人 住 所
氏 名 印